

蒲郡市介護予防サポーター協議会運営事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東三河広域連合が、蒲郡市介護予防サポーター協議会に対し、介護予防を推進するために行う事業の一部を補助する介護予防サポーター協議会運営事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、東三河広域連合地域支援事業実施要綱（平成30年4月1日施行）第4条の規定により市が全部委託を受けて実施することに関し、蒲郡市補助金交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付対象事業者（以下「補助事業者」という。）は、蒲郡市介護予防サポーター協議会とし、補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、蒲郡市介護予防サポーター協議会又はその会員が、市内又は地域において、介護予防の普及を図るための各種事業とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、年額50,000円以内とする。

(補助金の交付申請)

第4条 蒲郡市介護予防サポーター協議会は、蒲郡市介護予防サポーター協議会運営事業費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて事業開始前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 蒲郡市介護予防サポーター協議会運営事業事業計画書（第2号様式）
- (2) 蒲郡市介護予防サポーター協議会運営事業収支予算書（第3号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたものについて、補助金の交付決定をしなければならない。

- 2 前項において、補助金の交付決定をしたときは、前条の申請をした者に対して、蒲郡市介護予防サポーター協議会運営事業費補助金交付決定通知書（第4号様式）により、補助金の交付決定を通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第6条 補助事業者は、前条の規定による交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から7日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(計画変更等の承認及び交付決定の変更)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ蒲郡市介護予防サポーター協議会運営事業費補助金補助事業変更承認申請書(第5号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更を来さない場合で補助目的を損なわない細部の変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

3 市長は、前項の場合を除き、第1項の規定により当該補助金の交付の決定を変更した場合は、蒲郡市介護予防サポーター協議会運営事業費補助金補助事業変更決定通知書(第6号様式)により、当該補助事業者に通知しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ蒲郡市介護予防サポーター協議会運営事業費補助金補助事業中止(廃止)承認申請書(第7号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により当該補助金の中止又は廃止を決定した場合は、蒲郡市介護予防サポーター協議会運営事業費補助金補助事業中止(廃止)承認通知書(第8号様式)により、当該補助事業者に通知しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日以内又は当該年度末のいずれか早い期日までに蒲郡市介護予防サポーター協議会運営事業費補助金補助事業実績報告書(第9号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 蒲郡市介護予防サポーター協議会運営事業事業報告書(第10号様式)
- (2) 蒲郡市介護予防サポーター協議会運営事業収支決算書(第11号様式)
- (3) その他事業の成果が分かる資料

(交付金額の確定)

第10条 市長は、実績報告があったときは、内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、蒲郡市介護予防サポーター協議会運営事業費補助金確定通知書(第12号様式)により、当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、前条の規定による補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者が、補助事業の交付の目的を達成するため、市長において特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を前渡(概算払又は前金払)することができる。

3 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、請求書に交付決定通知書の写しを添えて市長へ提出しなければならない。

(補助金の決定取消し及び返還)

第12条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合、補助金を既に交付しているときは、期間を定めて、その補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 計画の中途において当該事業を取り止めたとき
- (4) その他補助金の決定内容、これに付した条件又は法令に違反したとき

2 市長は、前項の取消しをしたときは、蒲郡市介護予防サポーター協議会運営事業費補助金補助事業交付決定取消通知書(第13号様式)により、当該補助事業者へ通知するものとする。

3 第1項の規定により補助金を返還させる場合における当該補助金の返還に係る加算金及び延滞利息については、規則第20条に規定する補助金等の返還の例による。

(補助金の経理)

第13条 補助事業者は、補助金に係る経理についてその収支事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業年度の終了後5年間保存しなければならない。

(調査等)

第14条 市長は、補助事業者に対し、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

2 市長は、補助対象期間終了後も、補助事業者に対し、補助事業に関し必要な報告を求め、又は検査することができる。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。